

平成20年度 施政方針説明

* 2 ~ 9 ページに掲載



村民参加の村づくり

協働の推進・産業の連携・都市との交流

関川村議会三月定例会が開会されるに際し、平成二十年度の各会計の当初予算をはじめ諸議案を提案するにあたり、依然続く厳しい財政状況の中で創意工夫のもとに、関川村の自立を進めていくという観点を踏まえて、施政方針を述べさせていただきます。

関川村が市町村合併をせず自立していくことを表明して、早五年が経過しました。以来、たいへん厳しい状況下で自立に向けた取り組みを鋭意進めてまいりました。

また、村政運営の最高規範と位置づけた「関川村むらづくり基本条例」を、県内他市町村に先駆けて制定しました。そして、その具体的各論である第五次総合計画は、「豊か

で住みよい活気ある村」という「村の将来の姿」を目標に掲げて平成十八年六月に決定し、現在その推進に努めているところであります。

さらに、「コミュニティ組織と各集落では、「地区別計画」と「集落活性化計画」を作成いただいたところであります。私は村政の責任者として、
・住民主体の村づくり
・安心安全な村づくり

・資源活用 of 村づくり」という三つの「村づくり」を村政の基本的な考え方としており、継続して取り組みたいと思っております。

なお、今年の四月一日には新「村上市」が誕生いたします。同じ岩船地域にある自治体同士、緊密に連携しながら共に発展していきたいと思っております。

地方財政の動向

政府は去る一月十八日、「平成二十年の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議決定しました。それによると、平成二十年の経済財

政運営の基本的態度として、「若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる、希望と安心」の国の実現を目指す」とし、そのために、①成長力の強化②地方の自立と再生③安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築の三つを一体のものとして推進するとしています。

国の「経済財政運営の基本的態度」に「地方の自立と再生」を掲げたことは近年では例がないと思えますが、三位一体改革によりあらゆる分野で格差が広がり、とりわけ都市部と地方の格差は広がる一方であります。そのため地方から予算が組めないなど悲痛

な声があり、それが国を動かしたものと思います。このことは平成二十年度の地方財政計画でも明らかであり、財政力の弱い小規模市町村などに地方交付税を重点配分する特別枠として「地方再生対策費」四千億円を創設しております。なお、地方財政計画の規模は、七年ぶりに増加して前年度を〇・三%上回る八十三兆四千四百億円となりました。しかし、単年度限りと思われる地方再生対策費を除くと、〇・二%の減となっております。

村政運営

- ・ 関川村自立計画で掲げている基本方針は、
- ・ 財政秩序を確保し健全維持に努めること
- ・ 産業間の連携を緊密にして産業振興を促し、村民所得の向上と経済活性化を推進すること
- ・ 村の活性化のための自発的な取り組みを助長すること
- ・ 関川村むらづくり基本条例の主旨を尊重し、村民憲章に掲げる目標の達成を目指し、村民と行政との協働を大切にすること

であります。そして先に述べた「村づくり」の考え方の達成に懸命に努力したいと思っております。

また、国や県に実施してもらった事業についても、早期実現に向けて積極的に要望活動を行い、その必要性を理解していただくよう働きかけます。

それでは、第五次総合計画の施策体系に沿い、その主要項目について村政運営の方針をご説明申し上げます。

社会基盤・生活環境

地球温暖化は、異常気象を引き起こし、大災害の多発を招き、そして動植物分布の変化など世界的にその影響と見られる現象が起きています。

平成九年の地球温暖化防止京都会議におけるいわゆる「京都議定書」によれば、日本に課せられた二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの削減目標は六%であります。その後増加し続け、現在では目標である平成二十二年までに二%を超える削減をしなければならなくなっています。

政府は二月二十九日に全閣僚で構成する地球温暖化防止推進本部を開き、産業、運輸、家庭、業務の各分野で対策を強化することを決めました。

後世の人々に健全な環境の地球を引き渡すには、国民一人ひとりの取り組みが重要であります。今後、国からは

様々な対策が求められると思えますので、村としても家庭における行動を促す啓蒙活動や、石油などの化石燃料に代わるエネルギーの開発など、村の資源や自然を活用した具体的な対策にも取り組みたいと考えています。

自然環境の保全とゴミ対策

清流として知られる一級河川荒川は、村はもちろん、流域住民の誇りでもあり、これをみんなで大切にしなければなりません。

また、居住環境を保つため公害の防止に努めるとともに、ゴミの不法投棄の防止について、いっそう啓発活動と監視を強めてまいります。

村内のゴミの減量対策については、昨年のゴミ袋の値上げにもかかわらず予想したほどの減量効果は出ておらず、

財政負担の大幅な軽減にはつながっていません。国では、家庭から排出されるゴミの量を二〇一五年までに、二〇〇〇年度に比べて約二〇%削減する方針であります。村としても、分別を徹底し、生ゴミを減らすよう各家庭の理解を得る努力をいたします。なお、

村内路線バスの体系見直し

平成二十二年四月から村内小学校の二校統合に伴う児童の送迎もあり、小学校児童、中学校生徒、一般村民などが一緒に利用できる路線バスを



村内を運行しているスクールバス

ゴミ処理施設については、新村上市に委託して処理することにしました。

交通機関対策

村内の基幹的な交通機関としてコミュニティバスを運行してはどうかという提案が村(4ページへつづく)

運行することが、村の実態に合うものではないかとの考えのもとに、いま詰め作業をしているところであります。

村の方針をまとめた後、今春から児童・生徒の保護者などに説明を行い、来春には道路運送法に基づく「地域公共交通会議」を設置し協議いただくことにしています。この「地方公共交通会議」は、村が主宰者となり、村、住民代表、利用者代表、地方運輸局、旅客自動車運送業者、道路管理者、警察、学識経験者などを構成員とするもので、公共交通の総合調整を行う場であり、この会議で認められれば、新しい路線のバスを平成二十一年十月から試験運行し、本番に備えたいと考えております。

区長連絡協議会などからいただいています。誰もが利用しやすく、しかも経費効率のよい路線バスにするにはどうすればよいか、その具体策について一昨年以來、庁内関係職員により検討を行ってまいりました。

坂町と村上方面など他自治体にまたがる路線の維持については、新村上市の方針を確認し、村として対応を検討したいと思っております。

大切な通学の足となっている米坂線の活性化については、岩船地域と山形県置賜地域によって組織している米坂線整備促進期成同盟会を舞台に、存続運動と利用性促進につながる活動を引き続き展開いたします。

情報通信システム

携帯電話の不感地域の解消については、平成十九年度に女川、楸江沢、幾地の中継塔を設置することにより、村内の不感地域は大きく解消する見込みです。しかし、田麦千刈、沼本村などがまだ解消されておらず、今後の課題となります。



平成23年7月 切り換え

テレビの難視聴対策では、老朽化している金丸・ハツ口

道路整備

昨年以來、道路特定財源の在り方について全国的な議論が続いています。三月末で揮発油税をはじめとする暫定税率が廃止された場合、村においては毎年度約七千万円の財源が減り、既に建設した道路の財源となった村債の償還、除雪経費はもちろんのこと、教育、福祉など村政全般に影響を及ぼします。村財政を考えると、暫定税率維持は実現

地区共聴施設について、国の補助を得て新しいシステムに更新いたします。また、三年後の平成二十三年七月からはアナログ放送が廃止され、すべて地上デジタル放送に切り換えられます。

湯沢山にある関川中継局は平成二十年度に、蛇喰地内にある関川女川中継局は平成二十二年に改修することが予定されています。なお、デジタルの波長がアナログに比べ短いことから新たな難視聴地域が発生する可能性があり、関係放送局とも協議し調査を進めたいと考えております。

してもらわなければならず、いま国会審議の行方を見守っているところであります。

私ももともと身近な高速道である日本海沿岸東北自動車道は、中条 朝日間の工事が急速に進められており、荒川インターまでは平成二十一年九月開催のトキめき国体までに開通することが予定され、荒川から村上までは平成二十年代前半の供用開始を目標としております。それにアクセスする地域高

生活環境の整備

規格道路「新潟山形南部連絡道路」についても早期完成が望まれています。荒川道路の工事にめどがついたことから、今度は法線が変更された「鷹の巣道路」の建設がようやく本格的に始まりそうです。できるだけ早く完成してもらおう関係市町村とも連携し、要望活動を展開してまいります。また、県管理となっている国道二九〇号については、山本地内の工事が今年も進められますが、早期完成を期待しています。その他の県道大栗田越後下関停車場線の蛇喰地内改良などについても、県に対し早期事業化をいつそう働きかけます。

各集落からは、村道の改良や水路の整備、消雪パイプの整備など、たくさんのご要望をいただいております。それぞれ担当課の職員が全ての要望箇所を現地調査し、実務的に優先度を判断しています。

それをもとに財源の許す範囲で実施していますが、今年度は主として補修的な部分改良を実施いたします。集落要望に応えられないものもたくさんあり、まことに申し訳なく思っています。

上水道・簡易水道については、水需要の減少などにより赤字経営が続いており、その補填のために簡易水道特別会計にあつては一般会計からの支援、上水道会計にあつては内部留保資金の取り崩しにより経営しています。内部留保資金も少なくなっていますので、水道料金の見直しを真剣に検討しなければならぬ状況にあります。

下水道では、特定環境保全公共下水道事業の工事が二十年度で完了し、予定した区域の工事はすべて完成いたしました。今後は農業集落排水とともに、いつそう加入促進を図り、経営の改善に努めます。また、合併処理浄化槽の設置区域についても、希望される世帯への補助金の交付を行い水洗化を進めることにしています。

住宅対策のうち宅地の分譲では、第四期事業として実施した区域で数区画が残っていますので、販売促進に努めます。また村営住宅については、このところ入居希望があり、十分に応えられないこともあ

ります。今後は、人口減少抑制の一環としても住宅対策の在り方を検討し、早急に対策に取り組みたいと思っております。

防災・交通安全・防犯

昨年の交通事故は、全国では昭和二十八年以来五十四年ぶりに年間死亡者数が五千人台にとどまるなど、交通事故による死亡は大きく減少しました。村内でも交通安全協会や交通安全指導員の皆さんの活発な活動、そして村民の意識向上などによって減少しています。しかし、交通事故はゼロを目指すべきものであり、今後も事故撲滅に向かって啓発活動を実施いたします。

近年、歴史に残る大災害が県内で二度もあり、また大洪水にも見舞われ、防災や危機管理への対応が行政の大きな課題になっております。

平成十五年三月に定めた主として洪水用のハザードマップは、平成十六年七月の大洪水を経験してきめ細かさに欠けていることがわかり、村の地域防災計画が村全体の動きにのみまとめられていることなどから、集落単位でより具

体的な対応が必要であること強く感じました。そこで、平成十八年度に各集落にお願いして「集落防災計画」を策定していただき、災害が発生したときに集落単位で対応できるように、その仕組みづくりをいたしました。

災害は洪水だけでなく、震災、火災など様々であります。櫛形断層による大規模地震が発生する可能性もあり、危機管理体制をいっそう充実させなければなりません。それは村民の災害に対する意識を高めることが大切です。策定された集落防災計画を基に、今までに大島、下関、中東の各集落で自発的に避難訓練を行い、成果を挙げております。また、新年度でも避難訓練を計画している集落があり、いづれ全村同時に避難訓練ができるようにしたいと考えております。

それと同時に、関川村地域防災計画と関川村自主防災組織育成指導要綱に基づく「自主防災会」の組織化を推進いたします。「自主防災会」の下地はすでに集落防災計画でできていますので、自主的な盛り上がりを目指しています。

自主防災会は、地区から申請いただいて村が認定することにより設立できます。自主防災会には、村からノボリ旗の交付や一部資材への助成を行います。すでに下関集落と大島集落から申請があり、それぞれ認定することにいたしましたし、また申請しようとしている集落もあります。

常備消防については、新村上市に事務委託し、これまでどおり対応いたします。なお、「関川分所」は「関川分署」と改称し、村上市職員としての署員が勤務することになります。また、消防施設の整備

村と村民の

協働を推進

自立を推進するうえで「協働」という考えは大きな要素であります。それには地域の融和と協力態勢ができていくかどうかが前提であります。

いま国では、コミュニティの重要性を評価し、新たな法づくりに進めています。市町村合併により地域の連帯感

では、防火水槽について国の補助を予定して建設するほか、補修を主体に整備いたします。防災情報や村政の情報などを伝達する広報無線設備は設置以来二十年が経過して老朽化が進み、どうにか現状維持している状況にあります。法律改正でデジタル化しなければならぬことと相まって、更新に向けた検討を進めていきます。

地域間交流と交流居住

政府は、子ども時代の体験が人生に大きな影響を与えることから、小学生に一週間程

が薄れつつあることを問題視しているからであります。村



村内一斉クリーン作戦

度、農山漁村での生活を経験させることを決めています。村としてもその受け入れ体制の整備が急務であります。

都市と農山村の交流は、今や地域の生き残りをかけた大きな流れになっていきます。各自治体の取り組みでは、空き家の斡旋、農業従事者の受け入れ、都市と田舎の両方を行き来する交流居住など、多様化しているニーズに応えるための仕組みづくりを進めています。このところ村にも空き家に関する問い合わせなどが増えていますが、空き家の情

(6ページへつづく)

では、県内唯一、全域に九つのコミュニティ組織があり、五十四集落とともに「協働」を促進する基盤はできております。

昨年から若手職員により「協働」とは何か、どのような方法で村民の理解を得るのかなどを検討してきており、できるだけ早い機会に係る皆さん方に具体的な提案ができるようにしたいと思っております。